

大分県高齢者福祉課

平成26年12月22日発行

O I T A かいごだより



【目次】

- 通所介護事業所等における生活相談員の資格要件について
- 看護師等の資格を有する者の介護職員初任者研修修了認定について
- 個人情報保護法等の遵守について
- ノロウイルス等による感染症胃腸炎にご注意！
- 雇用管理責任者講習「総合コース」
～受講者募集中～

●通所介護事業所等における生活相談員の資格要件について

通所介護事業者や指定介護老人福祉施設等においては、生活相談員を配置しなければならないことになっていますが、その生活相談員の資格要件は次のとおりとなっています。

- ①社会福祉主事任用資格保有者（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者）
- ②上記と同等以上の能力を有すると認められる者

【①社会福祉主事任用資格保有者】

- 大学等で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（※）を3科目以上修めて卒業した者

<厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目>

時代の変遷とともに科目名の変更あり。このため、3科目主事の該当可否を判断する際には、卒業年度において規定されていた指定科目名の確認が必要（厚生労働省のホームページを参照）。

（現在の指定科目…平成12年4月1日から適用）

- ・社会福祉概論 ・社会保障論 ・社会福祉行政論 ・公的扶助論 ・身体障害者福祉論
 - ・老人福祉論 ・児童福祉論 ・家庭福祉論 ・知的障害者福祉論 ・精神障害者保健福祉論
 - ・社会学 ・心理学 ・社会福祉施設経営論 ・社会福祉援助技術論 ・社会福祉事業史
 - ・地域福祉論 ・保育理論 ・社会福祉調査論 ・医学一般 ・看護学 ・公衆衛生学
 - ・栄養学 ・家政学 ・家政学 ・倫理学 ・教育学 ・経済学 ・経済政策 ・社会政策
 - ・法学 ・民法 ・行政法 ・医療社会事業論 ・リハビリテーション論 ・介護概論
- ※現在の指定科目については、読替えあり（厚生労働省のホームページを参照）

- 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
（代表例）
 - ・全国社会福祉協議会の中央福祉学院の「社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員）」
 - ・日本社会事業大学の「通信教育科（社会福祉主事養成課程）」
- 社会福祉士
- 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 …現在、実施なし

- 精神保健福祉士
- 大学で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

【②上記と同等以上の能力を有すると認められる者】

大分県では、次の資格を生活相談員の資格要件として認めています。

- 介護支援専門員（専門員証が有効期限内の者）
- 社会福祉施設長資格認定講習会修了者

厚生労働大臣の指定科目等については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】社会福祉主事任用資格の取得方法〈厚生労働省〉

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi9.html>

●看護師等の資格を有する者の介護職員初任者研修修了認定について

看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）の資格を有する者が、介護職員としての業務に携わろうとする場合、申請により、介護職員初任者研修修了認定を受けることができます。

ただし、看護師等の業務に従事していた時期から10年以上経過している場合、10年以内に在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験（就労日数：90日以上）のないときは、職場研修等が必要です。

＜申請書類＞

- ①申請書（様式1）
- ②看護師等の資格認定書（写し）
- ③実務経験に関する証明書（様式2）
- ④雇用（予定）証明書（様式3）
- ⑤職場研修実施証明書（様式4）…研修の必要となる者のみ

※ 看護師等の資格を有する者が、訪問介護員として雇用される場合は、訪問介護員として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではないことに注意すること。

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】看護師等の資格を有する者の介護職員初任者研修修了認定について

<http://www.pref.oita.jp/site/144/kangoshitousyoninsyanintei.html>

《お問合せ先》

大分県高齢者福祉課 地域包括ケア推進班 TEL：097-506-2694

●個人情報保護法等の遵守について

個人情報保護については、個人情報保護法及び個人情報の適切な取扱いのための各種ガイドライン等により、事業者における適切な個人情報の取扱いについて、万全を期すよう要請しているところですが、先般、教育関係事業者において、極めて多数の個人情報が漏えいするという事案が報道されました。

については、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、以下の点について留意して、個人情報の取扱いに厳正を期すようお願いします。

○安全管理措置

トップが率先して、個人情報の管理体制を構築し、役員クラスの責任者への任命など責任体制の確立等、十分な措置を講じること。

○委託先事業者の監督

委託先の安全管理措置の実施が十分か確認すること。また、委託先が再委託する場合には、事前に承認を求めるようにするとともに、再委託先による安全管理措置が十分か確認すること。

○適正な個人情報の取得

第三者から個人情報を取得する場合には、当該情報について、その入手方法等を確認すること。適法に入手されていることが確認できないときには、偽りその他不正な手段により取得されたものである可能性もあることから、取引の自粛を含め、慎重に対応すること。

なお、介護・福祉関係事業者の個人情報の取扱いに関して、次のガイドラインが示されています。

- ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 12 月 24 日通知、平成 22 年 9 月最終改正）
- ・「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 11 月 30 日通達）
- ・「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 25 年 3 月 29 日通達）

ガイドラインの内容については、下記のホームページをご覧ください。

**【ホームページ】厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等
＜厚生労働省＞**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

●ノロウイルス等による感染症胃腸炎にご注意！

感染症胃腸炎の患者発生は、例年、12月中旬頃にピークとなる傾向があります。冬場に流行する感染性胃腸炎は、ノロウイルスやロタウイルスなどのウイルスによるものが多くみられます。

ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、ノロウイルスがついた食品を喫食する以外にもウイルスがついた手指を介して感染することから、排便後や調理及び食事の前には手洗いを励行し、予防に努めましょう。

なお、大分県では、平成17年6月20日付け福保第644号福祉保健部長通知「社会福祉施設における感染症等発生時に係る報告の取り扱いについて」により、社会福祉施設等において感染症が発生した場合の対応について、次のとおりとしていますので、対応に遺漏のないよう確認をお願いします。

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設主管課に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者や重症患者が1人でも発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が5名以上又は全利用者の1割以上発生した場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合

厚生労働省では、ノロウイルスに関する正しい知識と予防対策等について理解を深めてもらうことを目的に「ノロウイルスに関するQ & A」を作成していますので、ノロウイルスによる食中毒及び感染症の発生の防止に役立ててください。(下記ホームページ)

【ホームページ】ノロウイルスに関するQ & A <厚生労働省>

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

●雇用管理責任者講習「総合コース」～受講者募集中～

今年度は2回で終了

公益財団法人介護労働安定センターでは、「雇用管理責任者講習」の受講者を募集しています。

「雇用管理責任者講習」とは、介護分野の事業所において、働きやすい職場づくりを自主的に進めていくため、雇用管理の責任を有する方に、雇用管理について学んでいただく講習です。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく「介護雇用管理改善等計画」においても、介護労働者の雇用管理改善のためには、事業所における雇用管理責任者の選任及び当該責任者名の明示等が重要であるとされています。是非、積極的な申込みをお願いします。

なお、講習の受講者には受講証明書を発行いたします。

内 容	募集・採用、雇用上の問題、賃金、労働時間、安全衛生、その他の労働条件、就業規則、教育訓練、社会保険、福利厚生等の雇用管理に関する基本的事項について、全般的な講義を行います。 テキストとして、当センター発刊図書「介護労働者の雇用管理総論」を使用	
対象者	介護分野の事業所や介護分野に参入しようとする事業所において、人事・労務等を担当する管理職又は事業所の管理者の方等	
日 時	平成 27 年 1 月 16 日 (金) 13 時～16 時	平成 27 年 2 月 20 日 (金) 13 時～16 時
会 場	四日市コミュニティセンター 会議室 (宇佐市)	三井生命大分ビル 9 階 会議室 (大分市)
定 員	50 名	50 名
費 用	受講料・テキスト代 無料	

※事前申込みが必要となります。詳細は、下記までお問い合わせください。

《お問合せ・申込先》

(公財) 介護労働安定センター大分支部 担当：薬師寺・竹内

TEL 097-538-1481 FAX 097-538-1486